平成２３年（フ）第３１６９号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　コーポニュー引山306号
債務者　河合　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８５号
愛知県小牧市大字小牧原新田1308番地１
債務者　石岡　光子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７５号
名古屋市天白区元八事３丁目90番地　アイロスコート403号
債務者　野﨑紗外美（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９３号
大阪市城東区諏訪１丁目３番10号
債務者　白井　宏映（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６８号
大阪府東大阪市寿町３丁目４番２号
債務者　安本正義こと　安　　正義
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７５号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目17番12―205号
債務者　岸田　憲治
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７６号
大阪府茨木市春日５丁目２番34号
債務者　北山　啓次
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２１号
大阪府高槻市寿町１丁目２番21号
債務者　山田　勝敏
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２８号
大阪市西成区岸里３丁目13番16―206号、前住所大阪市西成区千本南１丁目17番６号
債務者　足立　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４０号
大阪府東大阪市森河内西１丁目４番６号　末吉第１マンション406号
債務者　橋本　順行
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４２号
大阪府吹田市竹見台４丁目１番B10―203号
債務者　小林　秀人
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１号
神戸市灘区高羽町４丁目１番１―124号
債務者　稲垣　治男
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目６番３号ばらハイツ201号、従前の住所神戸市中央区浜辺通３丁目１番３―1202号
債務者　友枝　啓介
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目６番３号ばらハイツ201号、従前の住所神戸市中央区浜辺通３丁目１番３―1202号
債務者　友枝　　幸
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０号
長崎県雲仙市国見町土黒己363番地
債務者　久保　順子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
長崎県南島原市加津佐町己553番地１、前住所福岡市城南区西片江２丁目37番10―108号
債務者　荒木　美樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
名古屋市南区平子２丁目20番11号　ハイツ都102号
債務者　村山　　暢
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部